

市町村のための災害時要配慮者 支援体制構築マニュアル

令和4年3月



目次

第1 本マニュアルについて	1
1 本書の目的	1
2 改訂の経緯	1
3 本書で使用する用語の定義と概要	1
(1) 要配慮者及び避難行動要支援者	1
(2) 要配慮者の特性と配慮を要する事項	2
(3) 避難支援等関係者（災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項）	7
4 災害時の要配慮者支援に係る市町村等の役割	7
(1) 市町村の役割	7
(2) 県の役割	7
<第1部 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組>	8
第1 災害対策基本法等に基づき取り組む事項	8
1 地域防災計画等の策定	8
(1) 地域防災計画等	9
(2) 地域防災計画等の策定に当たっての留意事項	9
2 避難行動要支援者名簿の作成等	15
(1) 要配慮者の把握	15
(2) 避難行動要支援者名簿の作成	16
(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有	21
(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	22
3 個別避難計画の作成	26
(1) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握	26
(2) 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成	26
(3) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成	26
(4) 個別避難計画を作成することなどについての同意	27
(5) 個別避難計画の記載等事項	28
(6) 避難を支援する者の確保	30
(7) 個別避難計画作成への本人や関係者の参加	31
(8) 個別避難計画が作成されていない者への配慮	32
(9) 福祉避難所への直接の避難	33
(10) 個別避難計画のバックアップ	33
(11) 市町村における情報適正管理	33
(12) 改正災害対策法に基づき作成された個別避難計画と改正法施行前に作成 された個別避難計画の関係	33

4	個別避難計画の更新	41
5	市町村内部における個別避難計画情報の利用	41
6	避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供	41
第2	発災時等における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用	42
1	避難のための情報伝達	43
	（1）警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達	43
	（2）多様な手段の活用による情報伝達	45
2	避難行動要支援者の避難支援	49
	（1）避難支援等関係者等の対応原則	49
	（2）避難支援等関係者等の安全確保の措置	49
	（3）名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方	50
	（4）避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画情報の提供による避難支援	50
3	避難行動要支援者の安否確認の実施	51
4	避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応	52
	（1）避難行動要支援者の引継ぎ	52
	（2）避難先へ到着時の対応	52
	（3）避難行動要支援者の他の避難所等への移送	48
	（4）避難先へ到着後の対応	49
第3	個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務	54
1	個別避難計画情報を提供する場合における配慮	54
2	秘密保持義務	54
第4	地区防災計画との連携	56
第5	避難行動支援に係る共助力の向上	57
1	避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置	57
	（1）構成	57
	（2）検討事項	57
2	地域調整会議の開催	58
	（1）構成	58
	（2）検討事項	58
3	要配慮者、避難支援等関係者等を対象とした啓発・研修等の実施	58
	（1）要配慮者への研修等	58
	（2）避難支援等関係者の研修	59
4	個別避難計画作成の中核的な人材育成	60
5	避難行動支援に係る地域づくり	60
6	民間団体等との連携	60
7	防災訓練	61

＜第2部 避難生活における要配慮者支援＞	63
第1 平常時における対応.....	63
1 避難所の体制等の整備.....	63
2 避難所の指定.....	63
(1) 指定避難所の指定等.....	63
(2) 福祉避難所の整備.....	64
3 指定避難所の公示.....	71
4 指定避難所等の周知.....	71
(1) 指定避難所の周知.....	71
(2) 福祉避難所の周知.....	71
5 避難所における備蓄等.....	72
(1) 食料・飲料水の備蓄.....	72
(2) その他備蓄品の備蓄等.....	72
(3) 生活用水の確保.....	73
6 関係機関等との連携.....	75
7 避難所運営の手引（マニュアル）の作成.....	75
第2 発災後における対応.....	77
1 避難所運営等の基本方針.....	77
2 避難所の設置と機能整備.....	78
(1) 避難所の設置.....	78
(2) 避難所の機能.....	78
(3) 福祉避難所の設置.....	79
3 避難所リスト及び避難者名簿の作成.....	80
4 避難所の運営主体.....	80
(1) 運営責任者の配置.....	80
(2) 運営責任者の役割.....	80
(3) 住民による自主的運営.....	82
5 福祉避難所の管理・運営.....	82
6 応援体制の整備.....	82
(1) 応援要請.....	82
(2) ボランティアとの連携.....	83
7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮.....	83
8 衛生・巡回診療・保健.....	84
(1) 各避難所への保健師等の巡回.....	84
(2) 各避難所における保健師等の巡回相談の体制整備.....	84
(3) 避難者に対する避難所内の巡回活動.....	84
(4) 避難所の衛生管理.....	84

(5) 感染症患者への対応.....	84
(6) 生命・身体に配慮を要する避難者への対応	85
9 被災者への情報提供等.....	85
(1) 通信手段の確保.....	85
(2) 被災者の必要性に即した情報提供等	85
(3) 要配慮者等への情報提供.....	86
10 要配慮者からの情報提供	87
11 相談窓口	88
12 一定期間経過後の食事の質の確保.....	88
13 福祉避難所の解消.....	88
14 在宅避難.....	89
15 復興期における支援	89

第1 本マニュアルについて

1 本書の目的

本書は、市町村において、災害時における要配慮者の支援に取り組む際に留意する事項や参考となる事項をまとめたものである。

2 改訂の経緯

- 平成9年3月 阪神・淡路大震災を契機に「市町村災害弱者支援体制マニュアル」を策定
- 平成13年5月 平成12年9月の東海豪雨による県内の大きな被害とその際の要援護者支援の反省点を踏まえて改訂
- 平成21年3月 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（改訂版）」（平成18年3月：災害時要援護者の避難対策に関する検討会）及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月：日本赤十字社）を踏まえて改訂
- 平成26年12月 東日本大震災を契機とした災害対策基本法の改正を受けてまとめられた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月：内閣府）及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月：内閣府）を踏まえて改訂
- 令和4年3月 令和元年台風第19号等を契機とした災害対策基本法及び災害対策基本法施行規則の改正を受けてまとめられた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月：内閣府）及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月：内閣府）を踏まえて改訂

3 本書で使用する用語の定義と概要

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者

災害対策基本法により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要するもの（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要するものの名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられている。

○ 要配慮者(災害対策基本法第 8 条第 2 項 15 号)

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの。

災害時における要配慮者は、具体的には、次のようなものと考えられる。

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々、すなわち、次のような問題を抱えている人々をいう。

- ① 自分の身を守るために適切な防災行動（避難など）をとりにくい人
- ② 情報のやり取りが困難な人、情報の入手や発信が困難な人
- ③ 理解や判断が困難であったり、時間がかかる人
- ④ 災害時などの環境におかれた場合に特別な手助けを必要とする人

具体的には、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものや、日本語での情報が十分理解できない外国人などが挙げられる。

また、避難生活において特別な配慮（医療的配慮を要する人工透析受療者、人工呼吸器、酸素供給装置利用者など）の必要な人々も含むと考えられる。

○ 避難行動要支援者(災害対策基本法第 49 条の 10)

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として、各市町村の地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の特性と配慮を要する事項

要配慮者は、情報の取得、判断、避難などについて適切な行動がとりにくい個々の特性がある。その主な種別と特性と配慮を要する事項は次のとおりである。

種別		身体状況等の特性	配慮を要する事項
高齢者	一人暮らし 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのつながりが希薄になり孤立しがちである。 ・体力が衰え、行動機能が低下し、災害の察知や情報収集が遅れる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
	高齢者夫婦	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の加齢による判断力や行動力が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
	ねたきり 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障害、傷病等により、常時床についており、日常生活動作に介助が必要である。 ・自力で避難行動することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難には、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。 ・バリアフリーの福祉避難所の確保、介護者の確保が必要である。
	認知症 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態にある。 ・記憶などの能力が低下したり、徘徊、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活に支障をきたす。 ・若年性認知症もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。
身体障害者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障害があるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の中の動作が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・バリアフリーの福祉避難所の確保、介助・介護者の確保が必要である。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視力障害だけでなく視野（見える範囲）、光覚（光を感じる）、色覚（色彩が分かる）等の障害も含まれる。 ・全く見えない人と見えづらい人とがいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・音声や手で触れることなどにより情報を入手していることから、情報伝達方法に配慮が必要である。 ・バリアフリーの避難所の確保が必要である。 ・盲導犬に関する配慮が必要である。

種別		身体状況等の特性	配慮を要する事項
身体障害者	聴覚・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> 音や声による情報が得にくく、手話や文字、図などにより情報を入手する。 聴覚障害者には文章の理解を苦手とする人もいる。 脳性マヒの人には、発語の障害のため自分の意思を伝えにくい人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要である。 支援者は、障害を理解するものがのぞましい。 脳性マヒの人の発語の理解者が必要である。 障害の種類や程度により、メインとなるコミュニケーション方法（文字・絵・手話・身振り・読話等）が異なる。
	盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> 全盲で全く聞こえない人、盲難聴者、弱視ろう者、弱視難聴者などは、聴覚からの情報も視覚からの情報も制限されるため、日常生活に支障をきたす。 単独での災害時避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要である。 その人に合わせた情報伝達（触手話・点字・指点字・手書き等）と介助が必要である。
	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> 内臓機能の障害であり、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能などに障害がある。 心臓機能障害では、ペースメーカー等を使用している人もいる。 呼吸器機能障害では、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいる。 腎臓機能障害では、人工透析に通院している人もいる。 ぼうこう・直腸機能障害では、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具を装着している人（オストメイト）もいる。 小腸機能障害では、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行やスムーズな避難行動が困難な場合があるため、避難支援者が必要な場合がある。 災害が発生すると、通院が困難になる場合がある事から、医療機関との連携が必要である。 オストメイトの人は、排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要となる。 人工呼吸器など医療用電気機器を使用している人の電源確保が必要である。 人工透析患者は週3回の透析が必要であり、そのためには遠隔地への移送も必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・障害のタイプの個人差が大きい ため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、 におい・音・光への過敏がある場合は、 落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保 などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい 人がいることも考慮する。 ・服薬管理が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的な障害がある人から無い人まである。 ・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・障害のタイプの個人差が大きい ため、家族や介護者に配慮事項を 聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な 配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、 におい・音・光への過敏がある場合は、 落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保 などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい 人がいることも考慮する。 ・服薬管理など、医療機関との連携 が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。 ・感覚過敏からマスクやフェイス シールドができない人がいるこ とを考慮する。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・薬の継続的服用が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合がある。 ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶障害、注意障害、遂行機能障害等により、自分で状況判断、避難が困難な場合がある。 ・集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・個人の障害状況に応じて、具体的に、分かりやすく、繰り返し情報伝達に努めることが必要である。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 ・外見では障害が分かりにくい場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ・避難支援者が必要な場合がある。
医療的ケア児者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医療器材、医薬品が必要である。 ・自力、単独での迅速な避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ・避難支援者が必要な場合がある。 ・人工呼吸器等使用のため、常に電源が必要な場合がある。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で状況判断、避難が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

(3) 避難支援等関係者(災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項)

消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者である。

これらの者は例示として列挙されているものであり、市町村においては、要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を勘案しつつ、避難支援等関係者となるものを具体的に地域防災計画で定めることとなる。

4 災害時の要配慮者支援に係る市町村等の役割

愛知県地域防災計画（令和 3 年 7 月修正版）において、下記のとおり市町村の役割を記載している。

(1)市町村の役割

- ・ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導
- ・ 避難行動要支援者の避難支援
- ・ 障害者に対する情報提供
- ・ 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
- ・ 福祉避難所の設置等
- ・ 福祉サービスの継続支援
- ・ 県に対する広域的な応援要請
- ・ 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

(2)県の役割

- ・ 情報収集・支援体制の整備
- ・ 広域調整・市町村支援
- ・ 多言語による情報発信
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

＜第1部 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組＞

第1 災害対策基本法等に基づき取り組む事項

災害対策基本法等で定められた、避難行動要支援者名簿の作成手順及び個別避難計画の作成等については、次のとおりである。

1 地域防災計画等の策定 (9頁)

避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等 (15頁)

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(2) 避難行動要支援者名簿の作成 (16頁)

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (21頁)

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、共有する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等 (22頁)

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

3 個別避難計画の作成 (26頁)

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者の同意を得て、市町村が主体となり福祉専門職、民生委員など関係者と連携して、避難支援等を実施するための計画を作成する。

(個別避難計画の作成については、災害対策基本法で努力義務と規定されている。)

1 地域防災計画等の策定

(1) 地域防災計画等

- 平成 25 年の災害対策基本法改正に基づく避難行動要支援者名簿の作成等を制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとするとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置付け、策定することが適当であるとされた。

令和 3 年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

(2) 地域防災計画等の策定に当たっての留意事項

- 避難行動要支援者名簿の作成・活用や個別避難計画の作成に取り組むに際し、次の事項についても整理等を行うこと。
 - ・ 個人情報の取扱いの方針について、条例の整備等も含めて整理すること。
 - ・ 作成や更新にあたり、マイナンバーを活用する方針について、番号利用法第 9 条第 2 項及び第 19 条第 10 号に基づく条例の整備等も含めて整理をすること。
- 計画等の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すこと。
- 実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。その際、必ずしも災害対策基本法で例示している避難支援等関係者に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。
- 個別避難計画の作成に際しては、要介護度 3～5 の高齢者、身体障害者手帳 1 級・2 級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、作成に取り組むこと。

- 市町村は、地域防災計画の中に、個別避難計画作成の全体像（【市町村支援による個別避難計画】及び【本人・地域記入の個別避難計画】の作成）や優先して作成する基準等について盛り込むことが必要である。

- 以下の事項については、市町村地域福祉計画にも記載し、市町村の災害時の要配慮者支援対策の柱として位置づけることが望ましい。
 - ・ 要援護者情報の把握に関する事項
 - ・ 要援護者情報の共有に関する事項
 - ・ 要援護者の支援に関する事項

(参考) 平成 19 年 8 月 10 日付け厚生労働省社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画の策定について」

<避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、地域防災計画、条例において定める事項>

避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- ・避難支援等関係者となる者
(改正災対法 § 49 の 11②)
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
(改正災対法 § 49 の 10①)
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
(改正災対法 § 49 の 10①)
- ・名簿の更新に関する事項
(改正災対法 § 49 の 10①)
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
(改正災対法 § 49 の 12)
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
(改正災対法 § 56)
- ・避難支援等関係者の安全確保
(改正災対法 § 50②)

条例の定めを検討すべき事項

- ・名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置(災対法第 49 条の 11 第 2 項)
- ・個人番号の独自利用を行う事務(番号利用法第 9 条第 2 項)
- ・個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携(番号法利用法第 9 条第 2 項)
- ・番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携(番号利用法第 9 条第 2 項)
- ・同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受(番号利用法第 19 条第 10 号)

<避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例>

- ・名簿の活用方法(避難支援、安否確認、発災後の生活支援等)
- ・個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- ・マイナンバーを活用する方針
- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)
- ・支援体制の確保(避難行動要支援者 1 人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ)
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者

- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
 - ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
 - ・避難行動要支援者の避難場所
 - ・避難場所までの避難路の整備
 - ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
 - ・避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法
- 他

※ もとより、災対法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

※ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成・活用方針等をまとめて作成することも考えられる。

＜個別避難計画に係る作成・活用方針等、地域防災計画、条例において定める事項＞

個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- ・個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ・避難支援等関係者となる者(改正災対法 § 49 条の 15②)
- ・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法(改正災対法 § 49 条の 14①)
- ・個別避難計画の更新に関する事項
- ・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置(改正災対法 § 49 条の 16)
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮(改正災対法 § 56 条②)
- ・避難支援等関係者の安全確保(災対法 § 50②)

条例の定めを検討すべき事項

- ・個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置(災対法第 49 条の 15 第2項)
- ・個人番号の独自利用を行う事務(番号利用法第9条第2項)
- ・個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携(番号法利用法第9条第2項)
- ・番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携(番号利用法第9条第2項)
- ・同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受(番号利用法第 19 条第 10 号)

＜個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例＞

- ・個別避難計画の活用方法(避難支援、安否確認、発災後の生活支援等)
- ・個人情報の取扱いの方針や外部提供に係る条例整備(同意を得る取り組み等)
- ・マイナンバーを活用する方針
- ・個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)

- ・支援体制の確保(避難行動要支援者 1 人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ)
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ・あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ・個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ・避難行動要支援者の避難場所
- ・避難場所までの避難路の整備
- ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ・避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

他

※ もとより、災対法は、個別避難計画の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

※ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成・活用方針等をまとめて作成することも考えられる。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

市町村は、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要するものの名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務付けられた。

避難行動要支援者名簿の作成等に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 要配慮者の把握

ア 市町村内部での情報の集約

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすること。

〔市町村において把握されている主な情報(例)〕

高 齢 者	住民基本台帳により所在把握 (防災対策上特に配慮を要するねたきり、一人暮らし、認知症高齢者等については、介護保険受給者名簿、地域包括支援センター、在宅介護支援センターのサービス基本台帳等により要援護の程度を把握)
身体障害者	身体障害者手帳交付台帳等により所在、障害内容を把握
知的障害者 (発達障害者を含む)	療育(愛護)手帳交付台帳等により所在、障害の内容を把握
精神障害者 (発達障害者を含む)	精神保健福祉手帳交付台帳等により所在、障害の内容を把握
難病患者	保健所における難病法に基づく特定医療給付受給者台帳、特定疾患医療給付受給者台帳、小児慢性特定疾病医療給付受給者台帳により所在、疾病状況を把握(名古屋市、中核市のみ)

乳 幼 児	住民基本台帳により所在を把握
妊 産 婦	母子健康手帳交付台帳等により所在を把握
外 国 人	住民基本台帳により所在を把握

〔県の機関において把握されている主な情報(例)〕

難病患者	保健所における難病法に基づく特定医療給付受給者台帳、特定疾患医療給付受給者台帳、小児慢性特定疾患医療給付受給者台帳により所在、疾病状況を把握（名古屋市、中核市を除く）
------	---

県保健所においてのみ把握している難病法に基づく特定医療給付受給者、特定疾患医療給付受給者、小児慢性特定疾患医療給付受給者については、県保健所から、支援に必要な患者の基礎情報（※）を市町村に提供し、情報の共有を図る。

（※）住所、氏名、年齢、ADLの状況、必要な医療機器、医薬品、通院医療機関等、災害時の支援に必要な基本的情報

ウ 個人番号(マイナンバー)を活用した情報の集約・取得

名簿に記載する情報の「避難支援等を必要とする事由」のうち、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度や要介護区分などの情報については、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより市町村の事務の負担軽減及び効率化につながる事となる。

なお、名簿の作成や更新などの事務にマイナンバーを利用する場合、市町村は番号利用法第9条第2項及び第19条第10号に基づき、庁内連携や、同一市町村内の他機関への特定個人情報の提供等のための条例を整備することが必要となる。

(2)避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

- 高齢者や障害者等（※）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

（※）人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象になりうる点に留意すること。

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、以下の点に着目して判断することが想定される。
 - ①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ③避難行動を取る上で必要な身体能力

- 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること。

<例>

- ・ 避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることとする仕組
- ・ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組

【自ら避難することが困難な者についての例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、
以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 重度以上と判定された知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

【要配慮者の意見・要望】

- ・ 手帳の程度や有無だけで対象者を決めることなく、登録を希望する人も対象となるよう、手上げ方式も併用してほしい。
- ・ 手帳を持っていない難病患者の中にも避難行動要支援者となる人がいるので、対象から漏れることのないようにしてほしい。

- 特に支援を要するものかについては、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものであること。

ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。

- 社会福祉施設入所者や病院の長期入院患者については、これらの施設の施設管理者等が水防法等に基づく避難確保計画を、社会福祉施設入居者については、施設の管理者が介護保険法等に基づく非常災害対策計画を作成することとされていることから、在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）か否かも要件

の一つになりうる。

- ・水防法等に基づく避難確保計画

浸水想定区域等に所在する施設のみ作成義務あり

- ・介護保険法等に基づく非常災害対策計画

基準省令等に基づき、浸水想定区域等以外に所在する施設も作成義務あり

※避難確保計画は非常災害対策計画等の既存の計画に含めることも可能

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携が必要である。

【要配慮者の意見・要望】

・グループホームは世話人が利用者に対し人員が少なく、避難の困難が予想されるので、在宅者に準じた取扱としてほしい。

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

【参考:避難行動要支援者名簿 様式 例1】(20頁)

【要配慮者の意見・要望】

・薬を常用している人は薬が欠かせないことを、名簿のその他欄や特記事項等に記載し、見落とすと命にかかわるので、二重のチェック体制をとってほしい。

・視覚と聴覚の両方に障害がある盲ろう者は、コミュニケーション手段（受信時のコミュニケーション、発信時のコミュニケーション）を、名簿のその他欄や特記事項欄等に記載しておいてほしい。

・重複障害児者は、支援を必要とする内容を、名簿のその他欄や特記事項欄等に記載しておいてほしい。

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管しておくなど、バックアップ体制を築いておくこと。

エ 市町村における情報の適正管理

市町村においては避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められる。

オ 避難行動要支援者名簿と災害時要援護者名簿の関係

平成 26 年 4 月の改正災害対策基本法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が改正災害対策基本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を地域防災計画に位置付ければ、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。

避難行動要支援者名簿(例1)

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等が必要とする事由		その他 (保護者等、 一緒に避難 する必要が ある方の記 名等)
							(障害、要介護、難病・小児、 療育、医療的ケア児者)の 種別	障害等級、要介護状 態区分、療育判定等	

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

<仕組みの例>

- ① 新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定、障害児通所支援等の給付決定等を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載すること。
また、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
 - ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。
避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。
 - ③ 社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載等するなど避難支援に切れ目が生じないように留意すること。
- 更新を適切に行うため、負担軽減及び効率化を図るための視点は重要であり、この一環としてデジタルの活用が可能となるよう、災害対策基本法の令和3年改正において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や更新に関する事務にマイナンバーの利用を可能とされたところであり、各市町村においても活用されたい。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、名簿から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

(4)避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることにより、発災時の避難支援等の実施に結びつく。
このため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められる。
 - 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、必要な対応を検討すること。
 - 災害対策基本法に規定する条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市町村担当部局は避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけを行い名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。
その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障害者団体等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。
避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。
 - 同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。
また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない。
- 【参考:同意を得るための様式例 例2】** (25 頁)
- 同意を得る際には、避難支援を実施する際に、避難支援をする者が敷地内、住居・居所内に避難支援等を実施する限度内で立ち入る可能性があることについても説明し、了解を得ることが丁寧である。

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる。

＜市町村が講ずる措置例＞

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- ・ 名簿情報の取扱状況を報告させること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

＜主な提供先ごとの守秘義務の法的根拠及び情報提供時の留意事項＞

	提供先	守秘義務の法的根拠	個人情報提供時の留意事項[例]
行政機関内部	市町村内他部局職員または、警察、消防署職員等（福祉関係部局から防災関係部局へ提供する場合など）	地方公務員法第34条第1項	①電子データで提供する場合は、処理を行うパソコンの操作担当者を定め暗証番号等によるセキュリティ強化策をとる。 ②電子データではなく、複写禁止の紙媒体により提供するなど、外部流出を防ぐ。 ③避難行動要支援者名簿等紙媒体の管理は、施錠可能な金庫やロッカーを利用する。 ④必要のない古い名簿は、更新時に焼却処分する。等

	提供先	守秘義務の法的根拠	個人情報提供時の留意事項〔例〕
行政機関以外	民生委員・児童委員	民生委員法第15条	①複写禁止の紙媒体により提供する。 ②情報提供に当たっては、取扱いマニュアルを作成する。 ③情報管理について、研修会を行う。 ④情報の守秘義務について、誓約書を交わす。 ⑤万一の事故発生時において、報告を義務付ける。 ⑥情報更新等による古い名簿の廃棄については、市町村が引き取って焼却処分する。 ⑦任期終了時における関係書類の取り扱い（引継ぎ、市町村への返却等）等については、市町村が予め定めておく。等
	身体障害者相談員、知的障害者相談員	身体障害者福祉法第12条の3第5項、知的障害者福祉法第15条の2第5項	
	消防団員	市町村条例	
	自治会長、自主防災組織等	個別法による定めなし	法的守秘義務がないため、上記留意事項をさらに徹底するよう留意する。

* 上記のいずれの類型にあっても、避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、災害対策基本法第49条の13により秘密保持義務が課せられる。

【参考：大府市の取組】

発災時に円滑な避難支援を実施することを目的に、平成31年に「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、同条例に基づき、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者へ提供している。

災害対策基本法第49条の11第2項には、市町村の条例に特別の定めがある場合、避難支援等関係者への平常時の名簿提供について本人の同意を得ることを要しない旨の規定があることから、従来からの「災害時要援護者登録者名簿」と「避難行動要援護者名簿」とを一本化する際の議論に合わせ、本条例の制定に向けて検討を行った。

従来の制度では、対象となる要支援者のうち名簿情報の提供に同意した方は約半数となっていたが、本条例の制定に際し、名簿に登載する要支援者の条件を拡大したこと、拒否者のみが届出を行う「逆手上げ方式」を採用したことで、より多くの避難行動要支援者の情報を把握することができている。

【参考：半田市の取組】

自治区・民生委員の避難支援等関係者には、避難行動要支援者名簿を適切に管理・引継ぎをしてもらうため、避難行動要支援者名簿管理ファイル（通称「黄ファイル」）に名簿と名簿の活用マニュアルを綴じて配付している。

また、名簿の更新時には、黄ファイルを持参の上、名簿を差替えており、古い名簿は市が焼却処分している。

同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名： 等級：	
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要である		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

3 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別避難計画の作成を進めることが適切である。

個別避難計画の作成にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとられたい。

(1) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

- 市町村においては、個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市町村の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努めること。

その際、要介護状態区分別や、障害種別、支援区分別に把握すること。

- 避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から、本人宅や地域調整会議、WEB会議等で情報を把握すること。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことが基本である。

- 番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。

個別避難計画の作成にあたり、同一市町村内の他の部署（首長部局内）が保有する特定個人情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項の規定に基づく庁内連携の条例が必要となるが、同一市町村内の他の機関（教育委員会等）が保有する特定個人情報を利用する場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」にあたるので、番号利用法第19条第10号に基づく条例の規定が必要となる。

なお、同一市町村内における特定個人情報の授受であってもマイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合には、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに注意する必要がある。

(2) 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

- 個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者とともに計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要である。

- 個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。

なお、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。

その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要である。

- 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等（以下「個別避難計画作成等関係者」という。）がある。

このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することが有効であることに留意すること。

- 個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

- また、個別避難計画を作成する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会を始めとして、作成の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最善な連携の在り方を検討することが重要である。

【要配慮者の意見・要望】

- ・個別計画は、行政だけではなかなか作成できない。自治会や自主防災組織等を活用して作成することが望まれる。
- ・発達障害・自閉症の人をはじめ、障害の特性に合わせた声のかけ方、伝え方などが誰が見ても分かるようにしておいてほしい。
- ・障害の特性を詳しく書いてほしい。
- ・発達障害・自閉症の人には、絵や写真等を加えて分かりやすくした避難マップなどが必要。
- ・発達障害・自閉症の人の中には、感覚過敏からマスクもできない人もおり、混雑した刺激の多い発災直後の避難所は厳しい環境である。予定・環境の変更の理解も難しいため、避難所へはその家族が在宅避難していることを伝えておき、福祉避難所の開設後に、直接、そこへ行けるようにしてほしい。
- ・避難計画の中に、家族・近隣住民など「主に避難支援いただける方」を記載しておいてほしい。
- ・個別計画の作成においては、その方の状況をよく知る人からの情報も重要ではあるが、本人の考えや思いを無視して進めることのないようにしてほしい。

(3) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

- 市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等）

※個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。

- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

※心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※家族が高齢者や障害者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

- 優先度が高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりを進めることが適当である。

こうした【本人・地域記入の個別避難計画】は、自分たちの命を自分たちで守る、地域で守るというエンパワーメントの視点も踏まえられたものである。

- 【本人・地域記入の個別避難計画】は、本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族や町内会・自治会、自主防災組織等が記入を支援し、市町村に提出する。

- 提出された個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか市町村が地域防災計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である市町村が必要な記載等に漏れがないかを確認することが必要である。

市町村に提出する際に外部提供の同意を併せて確認することが適当である。

この市町村による記載等事項の確認は、外部に委託することも可能である。

- 市町村が、以下について適当と認めた場合には、個別避難計画として取り扱う。
 - (イ) 市町村が定めた様式で必要な情報が記載等されている場合
 - (ロ) 地域や関係団体において作成した様式で必要な情報が記載等されている場合（本人の了解の下、自主防災組織などの団体が複数の要支援者をまとめて避難計画を作成している場合を含む）

- 当該市町村が地域防災計画で定めた必要な情報が記載されていることを確認できた場合には、当該個別避難計画は、当該市町村が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱う。

したがって、【市町村支援による個別避難計画】と【本人・地域記入の個別避難計画】のいずれも避難行動要支援者の個別避難計画と取り扱うこととなる。

(4)個別避難計画を作成することなどについての同意

- 改正災害対策法第49条の14第1項ただし書きにある「個別避難計画の作成は、当該避難行動要支援者の同意が得られた場合」との規定は、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。

また、改正災害対策基本法第49条の15第4項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要がある。

同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる必要があることに留意すべきである。

(5)個別避難計画の記載等事項

- 改正災害対策基本法第49条の14第3項第1号で記載等を求める「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要な基本的な情報として必要である。

記載等する目的は、平時における避難訓練等の情報提供や災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者と確実に連絡がとれるようにしておき、避難情報等の情報伝達をする場合や、避難支援の実施状況を把握する場合、避難行動要支援者が避難支援を求める場合等に連絡するためである。

- 避難支援等実施者として組織や団体も記載等することができる。

なお、組織や団体を記載等した場合、当該組織や団体は、個別避難計画情報の提供を受けることとなるが、当該個別避難計画情報は、避難支援等の実施に必要な限度で提供されたものであり、当該組織又は団体内で実際の避難支援等に当たらない職員や構成員までも共有することは、必要な限度を逸脱する可能性があることに留意すること。

- 避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先は、災害時に避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載をすることで差し支えない

が、必ず連絡が取れるものであること。

また、住所又は居所については、避難支援等実施者が団体や組織である場合、「代表者の住所」や「消防屯所」のようなものを記載することも考えられる。

- 個別避難計画に記載される避難支援等実施者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになる。

- 改正災害対策基本法第 49 条の 14 第 3 項第 2 号で記載等を求める「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」は、避難場所と避難経路である。

「避難施設その他の避難場所」については、避難先として何らかの記載が必要となる。

「避難路その他の避難経路に関する事項」については、地図を添付又は記載することが望ましいものの、必ずしも記載を求めるものではない。

特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、狭隘部、急勾配、段差等の留意事項や、これを踏まえた具体的な避難支援の方法について、市町村、避難行動要支援者、避難支援等実施者それぞれが、認識を共有し、避難支援等の実効性を確保するために記載を求める趣旨である。

- 「避難施設その他の避難場所」の検討にあたっては、人工呼吸器等の医療機器を装着している場合、電源の喪失は生命に関わることから、非常用電源の有無等を確認した上で避難場所を検討し、非常用電源が確保されていない場合には、医療機関やメーカーと連携した確保策を含め、あらかじめ調整しておくことが適当である。

- 「避難施設」とは、避難先の建物などの意味である一方、「避難場所」は、避難先であることは「避難施設」と同じであるが建物の内外を問わない。

次に「避難路」は、住居の敷地外の公道を意味する一方、「避難経路」は、住居の敷地内（屋内も含む。）の通路も含むものである。

- なお、災害の種別によって、避難支援等を実施する上で注意すべき事項がある場合には、必要に応じて記載等することが考えられる。

- 個別避難計画に記載される「避難施設その他の避難場所」の施設管理者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施にあたる当事者の一人として、避難支援等

の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになる。

- 改正災害対策基本法第 49 条の 14 第 3 項第 3 号では、市町村が必要と判断した事項を記載等することを求めている。
- 市町村長が必要と認める事項の例としては、市町村の状況に応じて、例えば自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容などが考えられる。
また、避難生活支援に関する内容について、特記事項や留意事項に記載等することが考えられる。
- 避難生活における合理的配慮などの項目を個別避難計画に位置付けるかは、救急医療情報など当事者本人が記録等したものを災害時に活用する取組も考えられるため、市町村において判断するものとする。
- 避難行動要支援者の性別などにより、避難支援等実施者の選定に配慮が必要な事項を記載等することが考えられる。

(6) 避難を支援する者の確保

- 市町村の避難を支援する者の選定に関する考え方は、地域の実情、地域での検討結果を踏まえた内容とすることが必要である。
避難を支援する者を確保するためには、地域住民や消防団、自主防災組織等と要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促すことなどが重要である。
この際、地域に事業所や宿舎等を有する企業等も、避難支援等実施者や避難支援等関係者として協力を得ることも考えられる。
- なお、個別のニーズから市町村によるマッチングによらず、自ら避難支援等実施者を探すことを望む場合があることに留意すること。
- 市町村との事前の調整により、自主防災組織や自治会等の組織・団体や個人が避難支援等実施者の候補者となることを包括的に了解した場合には、個別避難計画の作成に当たり、あらかじめ様式に当該組織・団体、候補者を避難支援等実施者の候補者として記入して避難行動要支援者に提示する方法も考えられる。
また、市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られ

た場合には、避難支援等実施者の候補者に避難支援等実施者になることを打診し、事前に了解を得た場合は、あらかじめ様式に避難支援等実施者の候補者を記入して提示する方法も考えられる。

- 避難を支援する者が支援を引受けやすくなるよう、避難を支援する者の負担感を軽減するための取組が必要である。

《想定される取組の例》

- ・ 個々の支援者の体力や状況等を踏まえ、複数人で役割分担し避難の支援を実施することも考えられる。
 - ※複数人で役割分担をする場合、それぞれが、避難を促すための本人等への電話での連絡や安否確認、避難支援など一部支援を実施し、全体として適切な避難支援等とすることが考えられる。
 - ※複数人で役割分担し避難の支援を実施することにより避難を支援する者の負担感の軽減が期待される。
 - ※地域の社会資源を最大限に活用する、また、共助の力（高齢者や障害者等にも役割がある、果たすことができる。）を引き出すことにもつながる。
- ・ 地域における支援者の輪を広げる取組として、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民が経験してもらうことも大切である。
- ・ 避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難を来す場合については、あらかじめ近隣の介護施設等の福祉事業者による支援について調整しておくことも考えられる。

(7) 個別避難計画作成への本人や関係者の参加

- 市町村支援による個別避難計画の作成においては、個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい。

この会議には、地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障害者団体その他の個別避難計画作成等関係者が参加することが想定される。

避難行動要支援者と関係者が、円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましい。

なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係者をつなぐ

ことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要である。

- なお、本人の心身の状況等によっては、会議形態をとらずに、本人宅で必要な関係者だけで情報共有、調整を行うことも考えられる。
- 避難先への経路を避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が実地に辿る避難訓練は、予行して避難支援上の留意点を確認することにより、個別避難計画の実効性を確保することが望ましい。
避難行動要支援者本人に前向きな変化が生じる可能性があり、また、避難先の雰囲気や避難行動の状況を経験し、慣れることにつながる。
- 地域調整会議において取り扱われる避難行動要支援者の個人情報、適切に情報管理するよう留意すること。
- 個別避難計画の作成完了時に、記載内容を本人（本人の状況によっては家族）が確認すること。

(8) 個別避難計画が作成されていない者への配慮

- 災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、作成作業の途中である、作成の同意が得られない等の事情によって個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、何らかの配慮が必要となる。
そのため、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配慮規定が設けられた。
配慮の具体的な内容としては、市町村が、避難行動要支援者名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、次のような仕組みを整えておくことが考えられる。
- 想定される配慮の例としては、名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意又は条例に特別の定めが、
 - [ある場合] ・ 平時から、市町村は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿を提供
 - [ない場合] ・ 平時においては、市町村は、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備

- ・災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施

- 避難支援等を行うための必要な配慮を行うことは、個別避難計画（【市町村支援による個別避難計画】、【本人・地域記入の個別避難計画】）の作成が未済である避難行動要支援者全体に適用することが適当である。

(9)福祉避難所への直接の避難

- 福祉避難所への直接の避難について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入れ者の調整等を行い、避難が必要となった際に、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが適当である。

(10)個別避難計画のバックアップ

- 災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や都道府県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておくこと。
また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこと。

(11)市町村における情報適正管理

- 市町村において、個別避難計画情報を適正に管理することは、避難行動要支援者の権利利益を保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。

(12)改正災害対策基本法に基づき作成された個別避難計画と改正法施行前に作成された個別避難計画の関係

- これまで「個別計画」、「個別避難支援計画」、「支援プラン」、「避難支援プラン」、「災害時ケアプラン」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、改正災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はない。
ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるのでその旨留意されたい。

記載内容に不足があるなど、改正災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に不足がある場合には、改正災害対策基本法施行後の更新等の適切な機会を捉えて、個別避難計画の備考や特記事項の欄あるいは余白などに必要な事項を追記することが考えられる。

【参考：個別避難計画等の様式例 例3、例4】（37～40 頁）

個別避難計画の様式例（表）（例3）

氏名 ※児童の場合は()で保護者の氏名を記入			
生年月日		年齢	
住所又は居所			
性別	男・女	電話番号	
携帯番号		FAX番号	
メールアドレス			
同居家族等			
避難場所	名 称		
	住 所		
緊急時の連絡先①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: 電話番号2:	
		メールアドレス:	
		その他:	
緊急時の連絡先②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: 電話番号2:	
		メールアドレス:	
		その他:	
避難支援等実施者情報①	フリガナ		
	氏 名 <small>(団体名及び代表者)</small>		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: 電話番号2:	
		メールアドレス:	
		その他:	
避難支援等実施者情報②	フリガナ		
	氏 名 <small>(団体名及び代表者)</small>		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: 電話番号2:	
		メールアドレス:	
		その他:	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。

※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の様式例（裏）＜発達障害の場合＞（例3）

<p>避難時に配慮しなくてはならない事項</p>	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <p><input type="checkbox"/>手帳の保持【療育・精神 等級】</p> <p><input type="checkbox"/>福祉サービスの利用【事業所名 _____】</p> <p><input type="checkbox"/>主治医 _____、薬の服用【薬の名前 _____】</p> <p><input type="checkbox"/>不安になると声がでる _____ <input type="checkbox"/>騒がしい中にはいられない</p> <p><input type="checkbox"/>非常食は食べられない _____ <input type="checkbox"/>慣れないトイレは使えない</p> <p><input type="checkbox"/>マスクが着用できない _____ <input type="checkbox"/>家族単位で個室でないと長時間過ごせない</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (_____)</p>
<p>特記事項</p>	
<p>避難支援時の留意事項</p>	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。

※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例（例4）

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

署名

4 個別避難計画の更新

- 避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。
また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新すること。
- 更新の考え方（契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など）に関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当である。
- 市町村や避難支援等関係者等の負担も考えつつ、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適時適切に更新がなされるようにすることが重要である。
- 社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意すること。

5 市町村内部における個別避難計画情報の利用

避難支援等の実施に必要な限度で、市町村は個別避難計画情報を内部利用することができる。

6 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の個人情報第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、当該計画情報を提供する観点から、平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされている。

なお、個別避難計画の作成に係る同意を得ようとするときに併せて、外部提供について説明を行い、平時の外部提供についての同意を得ることが考えられる。

第2 発災時等における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

発災時における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

1 避難のための情報伝達 (43 頁)

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。



2 避難行動要支援者の避難支援 (49 頁)

発災又は発災のおそれが生じた場合は、市町村は、名簿情報の提供の同意の有無に関わらず、名簿及び避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を避難支援等関係者等に提供し、個別避難計画等に基づき避難支援等を実施する。

また、避難支援等実施者は、作成した個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

- 名簿情報が提供されている避難行動要支援者については、避難支援等関係者等が中心となって事前に定められた個別避難計画等に基づき、避難行動の支援を実施。
- 名簿情報が提供されていない避難行動要支援者であっても、避難行動の支援を実施。



3 避難行動要支援者の安否確認の実施 (51 頁)

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行う。



4 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応 (52 頁)

地域防災計画又は避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。

1 避難のための情報伝達

(1) 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令・伝達

- 「警戒レベル 3 高齢者等避難」は、災害対策基本法第 56 条第 2 項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。

この規定に基づき、市町村長は警戒レベル 3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

- 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて 5 段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「高齢者等避難」と関連付けられる警戒レベルは、「警戒レベル 3」であり、居住者等がとるべき行動等は次のとおり。

- ・居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等（※）は避難

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害者等、及びその人の避難を支援する者

高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動の見合わせを始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなる。

例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

- 市町村は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難情報の発令及び伝達に関する事項を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令及び伝達すること。

＜避難情報と居住者等がとるべき行動等＞

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</p> <p>○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 <p>例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>○発表される状況：気象状況悪化</p> <p>○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」令和3年5月)

- 警戒レベル等は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の点に特に配慮すること。

- ・ 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・ 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選んで流すこと

【要配慮者の意見・要望】

・発達障害者は全体に話したことが自分に言われていると気づかないことが多いため、伝達した内容を個別に確認する必要がある。コミュニケーションアプリを使える人もいる。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村においては、多様な情報伝達の手段を確保すること。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

<情報伝達の例>

- 聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）、プラカード、津波フラッグ（津波に限る。）による視覚的な情報伝達、個別訪問
- 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機、放送等を使用した呼びかけ、個別訪問
- 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

- 要配慮者に対する情報伝達は、きめ細かく、相手の立場にたって積極的に行う必要があるが、特にコミュニケーション方法等に配慮を要する。
 上記に示した他、次のとおり要配慮者の類型に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、情報伝達手段を準備することが必要である。

区分	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、点字、音声出力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。 ・手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。 ・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。 ・聴覚障害の聞こえの程度の多様性に配慮する。 ・高齢社会で増加している一人暮らしで、電話のベルなどの高音域が聞き取りづらくなる加齢性難聴者にも配慮する。

区分	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション方法は点字、手話、触手話、拡大文字など多種の方法があり、盲ろう者の個々の状況によって異なる場合がある。また、情報を発信する時と、受信する時のコミュニケーション方法が異なる場合もあるため、複数の盲ろう者向けコミュニケーション技術を持つ人などを配置する配慮が必要である。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、短い言葉で、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、写真、絵、図、文字等）で情報を伝えることも有効である。 ・コミュニケーションアプリを使える人もいるので、活用する。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。 ・全体に話したことが自分に言われていると気づかないことが多いため、伝達されているか個別に確認する必要がある。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語及びやさしい日本語による情報提供や絵やピクトグラムが有効である。 ・出身国の言語、風習に対応できるよう、地域の実情に応じた対応が必要である。 ・災害多言語支援センターの利用を促す。

【参考：北名古屋市の取組】

聴覚障害者に対して、避難所の設置や避難指示等に関する情報をFAXにより提供

1 対象者

北名古屋市に居住する世帯全員が聴覚障害者または、日中のほとんどが聴覚障害者の世帯でFAXの受信を希望する世帯

〔聴覚障害者とは、身体障害者福祉法施行規則に規定する6級以上の聴覚障害者をいう。〕

2 情報内容

避難所開設、避難準備、避難指示等（訓練を含む。）

3 運用状況

(1) 起案：平成19年11月

(2) 登録者：7名（令和3年12月10日現在）

(3) FAX：防災交通課 一般事務用FAXを利用

（グループ登録により、一括で送信）

(4) 訓練等：防災訓練等の場を活用し情報発信を行っている。

（例：〇月〇日（△）、〇〇時から防災訓練を開始）

（例：〃 〇〇時をもって訓練を終了）

(5) 災害対応：避難所の設置情報

〔例：本日〇〇時から、市内の小学校10校において避難所を設置します。〕

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

○ 避難支援等関係者は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難支援等関係者の同意を得られた場合の避難支援については、名簿情報及び個別避難計画に基づいて避難支援等を行うこと。

○ 個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。

このことから、計画作成主体である市町村や、福祉専門職や社会福祉協議会など個別避難計画の作成事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別避難計画作成等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適当である。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

○ 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

○ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方を自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者本人が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であることや無事に避難し得ること等の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。

その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義

等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、災害対策基本法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的に、平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない。

(4) 避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画情報の提供による避難支援

① 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿及び個別避難計画情報を提供できる。

そのため、市町村は、避難支援等関係者への情報提供に同意していない者についても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画情報まで一律に提供することは適切ではない。

そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することが適切かを判断するよう留意すること。

② 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先

地域防災計画で定められる「避難行動要支援者」（消防機関、自主防災組織等）のほか、避難支援等の実施に必要な限度で、「その他の者」として、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、福祉事業者、障害者団体等に名簿情報を提供することが考えられる。

③ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。

そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、第2の2(4)で記載した市町村が講ずる措置例の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 発災時には、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行う。

- 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。

そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自主生存が困難となり、その命までも失われかねない。

そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めること。

また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、最寄りの避難所から現地に人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をすること。

- 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉事業者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。

さらに、令和3年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3年間の経過措置を設けた上で義務付けられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

- 避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障害者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。

また、福祉事業者や障害者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行うことも有効な方策の一つである。

4 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。

そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画等に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。

その際、名簿情報を避難所生活の支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

(2) 避難先へ到着時の対応

避難所に到着した際に、避難行動要支援者の個別避難計画情報が、避難支援等実施者と避難先等の施設管理者等の間で、引継が確実に行われるよう、その方法等について、あらかじめ個別避難計画に記入しておくことも考えられる。

その際、服用薬、通所先、通院先、担当ケアマネジャー、担当医などの情報が個別避難計画に記載等されている場合は、避難生活の支援に有用と考えられる。

(3) 避難行動要支援者の他の避難所等への移送

避難行動要支援者が他の避難所等に移送されることが必要なときには、当該避難行動要支援者を一時的に避難したところから、速やかに指定福祉避難所等に移送できるよう、あらかじめ移送に係る事業者と避難行動要支援者の移送について協定を結び、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・活用方針等に定めることが考えられる。

発災後は、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となり、あらかじめ定めた作成・活用方針等に基づき、避難行動要支援者を移送することが適切である。

(4) 避難先へ到着後の対応

- 避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要である。

具体的には、関連施策である、①県保健医療調整本部による対応、②災害派遣福祉チーム(DCAT)による対応、③被災者見守り・相談支援事業、④地域福祉計画に基づく対応、⑤居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者による業務継続計画に基づく対応などと関連づけていく必要がある。

- 個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を実施する際に、避難支援等関係者から市町村（個別避難計画の担当部署）に連絡を行うことは、避難行動要支援者の安否確認、災害対策基本法第49条の15第3項に基づく個別避難計画の外部提供の必要性の判断などに役立つと考えられる。

避難支援等実施者から市町村への連絡を行う時機は、避難行動要支援者の避難開始、避難先への到着などの時点で、その旨連絡することが考えられる。

連絡の実施を確実なものとするためには、個別避難計画を作成する際や避難訓練などの機会にあらかじめ定めておくことにより確実な実施が可能となる。

避難行動要支援者の避難及び個別避難計画の実施状況を把握することにより、事後検証が可能となり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取組の改善が図られ、避難行動要支援者の避難の実効性を高めることにもつながる。

第3 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

1 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

発災時に本人の同意の有無に関わらず、緊急に個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から個別避難計画情報を保有していない者に対しても個別避難計画情報を提供することが考えられる。

そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市町村は、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

<市町村が講ずる措置例>

- ・ 個別避難計画には避難行動要支援者名簿と同様に避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう依頼すること
- ・ 受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・ 個別避難計画情報の取扱状況の報告を求めること
- ・ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に個別避難計画情報の廃棄・返却等を求めることの取扱いを説明すること
- ・ 個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

2 秘密保持義務

個別避難計画に記載された個別避難計画情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、個別避難計画情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者

に漏らすことは、避難行動要支援者等はもとより、避難行動要支援者の家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。

また、個別避難計画情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等及び家族等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの個別避難計画情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした個別避難計画制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、名簿情報と同様に、個別避難計画情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等及び家族等の個人情報の保護並びに個別避難計画制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、個別避難計画情報の提供を受けた者その他の個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者に対して守秘義務を課すものである。

市町村においては、その趣旨・内容を十分に承知の上、個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図られたい。

第4 地区防災計画との連携

災害が発生した際に高齢者の避難が遅れる状況があり、その背景には、高齢者は情報を受けにくく、かつ、その情報に対して危機感を持ちにくい実態がある。

このため、高齢者の避難には地域ぐるみの支援が必要であり、地区防災計画の役割が期待される。

地区防災計画は、地区住民等の共助による健康加齢者の避難計画を定め、地域における避難の実効性を高めるとともに、住民共通の関心事である防災を入口にして地域のつながりを深めるものであるため、地域ぐるみの支援の方法として積極的に活用すること。

第5 避難行動支援に係る共助力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療、地域づくり等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むことが適切である。

また、被災市町村のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶなど連携体制を整備しておくことも適切である。

1 避難行動要支援者連絡会議(仮称)の設置

(1) 構成

市町村においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動要支援者連絡会議(仮称)の構成にあたっては、庁内において防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織で構成することが適切であり、庁外の関係者にも開かれたものとするのが考えられる。

既存の会議体や枠組みを活用し、必要に応じて機能を追加することも考えられる。

このような会議体や枠組みを整備することは、関係部局を連結し、名簿や個別避難計画の作成など避難行動要支援者の避難支援等の実効性を確保する上で重要なことに留意すること。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていくことが適切である。

(2) 検討事項

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る作成・活用方針等及び地域防災計画に盛り込む事項、地区防災計画等の関係がある制度との連携の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておくことが適切である。

また、平常時においては、名簿・個別避難計画の共有、避難訓練、普及啓発、発災時の情報伝達、在宅の被災者の安否確認・見守り支援、避難所運営などとの連携の在り方を検討しておくことが考えられる。

2 地域調整会議の開催

(1)構成

地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障害者団体等その他の個別避難計画作成等関係者が参加することが想定される。

(2)検討事項

関係者で避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことで共助の推進にもつながる。

また、避難行動要支援者と関係者が、円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましい。

なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要である。

【要配慮者の意見・要望】

・地域の自治会、自主防災組織の活用が特に大切。

3 要配慮者、避難支援等関係者等を対象とした啓発・研修等の実施

(1)要配慮者への研修等

高齢者、障害者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておくことが適切である。

<例>

- ・避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- ・個別避難計画の積極的な作成
- ・避難行動要支援者名簿情報や個別避難計画情報の外部提供の意義
- ・障害者団体や福祉関係者等との関係作り
- ・家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・地域の防災訓練等への参加
- ・発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める 等

(2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成することが適切である。

<例>

- ・自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障害者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- ・地域の会合等における、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- ・個人情報の漏えいを防止するための研修

【要配慮者の意見・要望】

- ・支援される方に、難病患者や内部障害者、発達障害者、精神障害者の特性や配慮すべきことが理解されるような研修を実施してほしい。
- ・発達障害者は一人ひとり特性が違うので、研修に事例検討を取り入れてほしい。
- ・支援者の研修には、聴覚障害当事者から聴覚障害の種類（ろうあ者、難聴者、中途失聴者）や特性に応じて異なるコミュニケーション方法などを学習する場を設けてほしい。
- ・支援される方に、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション方法や障害者への配慮が理解されるような研修を実施してほしい。

【参考：豊田市の取組】

災害対策基本法に基づき自治区や民生委員、自主防災会などの地域の関係者に避難行動要支援者名簿を平常時から配布し、地域内で連携を図りながら支援体制を構築できるように支援している。

具体的には、市で複数の自治区を選定し、地域の関係者で災害発生時における要支援者への支援方法について検討するワークショップの開催や避難訓練等の実施を支援するモデル構築事業を展開し、避難行動要支援者の支援体制づくりを促進している。

4 個別避難計画作成の中核的な人材育成

個別避難計画作成の中核的な役割を担うことが期待される人材（※）の確保と育成を支援する仕組みを構築していくことが重要である。

※中核的な役割を担うことが期待される人材の例

- ・防災部局、福祉部局、福祉関係者など個別避難計画作成等関係者、地域を相互に調整、連結し個別避難計画作成の工程全体をマネジメントする人材
- ・個別避難計画の作成に関与する知識・技術があり、作成に参画する福祉専門職、民生委員、自主防災組織などの関係者 等

5 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市町村や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。

<地域づくり例>

- ・地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

【要配慮者の意見・要望】

- ・日頃から、地域で顔の見える関係をつくるよう、要配慮者自ら地域の行事に参加するなど行動することも大切。
- ・日頃から、地域にどのような災害の危険性があるのかを共有できるようにしてほしい。

6 民間団体等との連携

災害時には、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、名簿情報を避

避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。

このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障害者団体、福祉事業者、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図ることが適切である。

7 防災訓練

- 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。

- 作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用したり、障害者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充することが適切である。

避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

また、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人一人の防災意識を高めることが適切である。

さらに、避難先への経路を避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が実地に辿る避難訓練は、予行して避難支援上の留意点を確認することにより、個別避難計画の実効性を確保することが望ましい。

避難行動要支援者本人に前向きな変化を感じる可能性があり、また、避難先の雰囲気や避難行動の状況を経験し、慣れることにつながる。

個別避難計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながると考えられるため、避難訓練を行うことが適切である。

- 市町村は、考える様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施することが適切である。

<訓練例>

- ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令や伝達
- ・避難場所への避難行動支援
- ・避難行動要支援者名簿情報や個別避難計画情報の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- ・発災直後の安否確認
- ・避難場所から避難所等への運送 等

【要配慮者の意見・要望】

- ・グループホーム等で生活している人は、地域の避難訓練に参加し、地域住民にそこに居住していることを知ってもらえると良い。
- ・要配慮者が地域住民とのつながりが持てるよう地域住民と一体となって避難訓練に参加するのが望ましい。その場合、支援者の配慮が必要になる。また、要配慮者が避難訓練に参加するようマンツーマンの声掛けや案内をお願いしたい。

【参考：半田市の取組】

一部の避難訓練では、自主防災組織や地域の支援者の協力のもと、要支援者の避難経路や誘導方法等を確認している。

避難所では、福祉スペースを設置し、発災時の避難所運営について確認・検討を行っている。

要支援者が避難訓練に参加することで、避難所開設の流れについて具体的にイメージができる。

また、事前に避難支援等関係者が避難所付近の避難行動要支援者宅を訪問し、避難訓練への参加の呼び掛けや当日の流れの説明等を行い、要支援者が参加しやすい環境づくりをしている。

【参考：豊田市の取組】

自治区が実施する防災訓練に福祉施設の職員や利用者が参加する事例や、福祉施設が実施する災害対応訓練に自治区役員等が見学もしくは参加するといった事例も増加している。

要支援者と地域住民が直接訓練に参加することで新たな気づきや相互の理解にも繋がり、地域の支援体制の協議・検討に繋がっている。

＜第2部 避難生活における要配慮者支援＞

東日本大震災では、多くの高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災したが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかった。

こうしたことなどにより、災害対策基本法においては、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずること、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずることの努力規定が設けられた。

本マニュアルでは、特に、要配慮者のために避難所運営等において留意すべき点を記載することとし、避難所運営等全体については「避難所運営マニュアル」を参考にされたい。

第1 平常時における対応

1 避難所の体制等の整備

- 平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、「避難所運営準備会議（仮称）」を開催し、要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。
- 避難所運営について、あらかじめ運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織等との間で、日頃から協力関係を構築しておくことが望ましい。
- 様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施すること。

2 避難所の指定

(1) 指定避難所の指定等

① 指定避難所の指定

避難所における生活環境の整備について万全を期するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区

別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を指定すること。なお、避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができること。

＜指定基準(以下の全てを満たす)＞

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
 - ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できることが可能なものであること。
 - ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
 - ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。
- (災害対策基本法施行令第20条の6第1号～4号)

＜指定福祉避難所の場合は上記に加え＞

- ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(災害対策基本法施行令第20条の6第5号、同施行規則第1条の9)

② 指定避難所となる施設の利用関係の明確化

避難所をあらかじめ指定しようとする場合には、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、福祉避難所の設置、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(2)福祉避難所の整備

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。

災害対策基本法施行令第20条の6第1号から5号までに定める基準に適合する施設は「指定福祉避難所」として公示することとなっている。

なお、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。

災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員(要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、要配慮者に配慮した携帯トイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

① 福祉避難所の指定

ア 福祉避難所を指定する場合は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図られ、バリアフリー化された施設を指定することが適切であること。

また、生活相談職員等の確保という観点から老人福祉センター、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設（以下、「社会福祉施設等」という。）を活用することが適切であること。

イ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を上記アのとおり整備しておくことが適切であること。

そのため、発災時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、あらかじめ当該施設等を有する事業者と協定を結ぶことが望ましいこと。

ウ 平成 12 年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備することが適切であること。

さらに、南海トラフ巨大地震を念頭に置いて、在宅障害者向けの避難スペースの整備が社会福祉施設等施設費補助金の対象とされたので、その活用も検討すること。

エ 大規模災害時により、1 市町村での対応が不可能となる場合等を想定して、関係団体、事業者と支援に関する事前協定や、近隣市町村等との相互応援協定の締結等により、支援体制の強化を図る必要があること。

○ 福祉避難所として利用可能な施設としては、次のような施設が考えられる。

それぞれ利点と留意点を有することから、市町村内の要配慮者数及び対象施設数、避難が長期化した場合の対応策などを検討の上、選定する必要があること。

施設の種類	特 徴
<p>○ 社会福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、障害者支援施設等入所施設 ・ デイサービスセンター等通所施設 ・ 市町村福祉センター ・ 特別支援学校 等 	<p>(利点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーなどの要配慮者用の設備、機材があらかじめ整っており、福祉人材の確保も比較的容易である。 ・ 要配慮者への対応について、ノウハウがある。 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設の場合、本来の入所者や、災害時に緊急入所した者へのサービスに支障のない範囲での利用を検討する必要がある。 ・ 通所施設の場合、発災当初は全面的に使用が可能であっても、復旧に伴って平常時の使用状態に戻す必要があり、避難の長期化に応じた検討が必要である。 ・ 人材確保等、利用施設へ過度の負担が掛からないよう配慮する必要がある
<p>○ 小・中学校、公民館等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般避難所の一部（教室、保健室等）を福祉避難室として活用する場合も含む 	<p>(利点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居に近い身近な地域で指定しやすい。 ・ 当該施設が一般避難所としても指定されている場合、地域におけるコミュニティ機能を保ち易い。 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーになっていないことも多く、要配慮者のニーズを満たす設備、機材、福祉人材等の確保が必要である。
<p>○ 公的な宿泊施設、ホテル、旅館等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に上記の施設が不足する場合 	<p>(利点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー施設であることも多く、宿泊機能も有している。 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設として通常提供されるサービスを求めるものではないため、当該施設の通常利用料金を下回る額で利用できることが原則である。 ・ 要配慮者のニーズを満たす設備、機材、福祉人材等の確保が必要である。

【要配慮者の意見・要望】

- ・ 福祉避難所でも対応困難者（強度行動障害者）への対応を考えて、福祉避難室（個室）を設置してほしい。

【参考：名古屋市の取組】

大規模災害時には、高齢者や障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者に対し、多様な避難場所を確保することが必要となる。

また、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況の中では、感染症対策の観点からも、より多くのまた多様な避難先の確保が重要である。

そのため、要配慮者を対象とした避難先である福祉避難所について、民間の宿泊施設を活用することとし、市内で宿泊施設を運営する法人と協定を締結した。

(令和3年11月末現在：9法人24か所)

【宿泊施設の協力内容】

(1) 災害時に可能な範囲で以下の協力

ア 宿泊施設における要配慮者等の宿泊（入浴・食事の提供を含む）

イ 宿泊施設への要配慮者等の移送

ウ 関係機関との必要な調整

(2) 協力の期間

宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から7日以内。ただし、必要な場合は、協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書（例）

〇〇市町村（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所としての利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、〇〇市町村において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における福祉避難所として、乙の所有する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地
施設名

（開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があると判断したときは、乙に対して、福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

（開設）

第4条 乙は、前条第1項の要請の受諾を決定したときは、速やかに体制を整え、甲に受諾の意思を伝えるものとする。

2 甲は、乙が受諾したときは、福祉避難所を速やかに開設するものとする。

（開設期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができるものとする。

（管理運営）

第6条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 福祉避難所の避難者により乙の施設に損害が生じた場合は、甲が損害を賠償する責任を負うものとする。

(物資の支給、人材の確保)

第9条 甲は、福祉避難所の避難者に必要な物資を支給するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所内で避難者の生活相談等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に施設の本来業務を再開できるよう、福祉避難所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇〇年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲

乙

② 福祉避難所の量的確保

ア 障害等の特性に配慮し、福祉避難所が必要数確保されることが適切である。福祉避難所の指定等整備を進めていく上で、まず、対象者数の把握を行うことが必要である。

対象者数は、正確には、市町村において、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することにより明確になるが、既存の統計を活用するなどにより概数を把握し、福祉避難所の指定、整備の参考とすること。

イ 県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、県と適切に連携すること。

ウ あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応すること。

【要配慮者の意見・要望】

- ・ 障害に合わせた避難所を確保してほしい。要介護者の下肢障害の場合、車椅子のスペースやトイレ（介助ができるスペース）のスペース、移動のためのスペースの確保が必要である。また、安心して避難所で過ごすためには、社会的障壁（段差をなくす等）をできるだけなくしてほしい。
- ・ 福祉人材を確保してほしい。要介護者の下肢障害の場合、在宅では主に家族が介護を担っている。独居の場合、ヘルパーの24時間サービスを受けている要介護者もいる。実際に避難生活となると、ADL（日常生活動作）を熟知しているヘルパーがいないことが危惧される。

③ 福祉避難所の対象者

福祉避難所の受入対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。

ただし、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として指定福祉避難所の受入対象とはしないが、緊急かつ一時的に当該対象者が指定福祉避難所へ避難することを妨げるものではない。

【要配慮者の意見・要望】

- ・目が見えないので、物の位置が分からない場所で生活するのは不安。今の避難所は遠すぎて行くのは難しい。家族と一緒に福祉避難所に入れるのであれば行きたい。
- ・発達障害者も環境が変わると対応できない人も多くいるので、必要な人には家族と一緒に、福祉避難所に入ることができるとよい。

3 指定避難所の公示

- 市町村は、指定福祉避難所については、その名称、所在地及び特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること。
- 指定福祉避難所で受入対象者を（要配慮者の一部と特定せず）要配慮者全体とする場合でも、受入れを想定していない被災者等が避難してくることをしないよう、受入対象者は要配慮者とその家族である旨を公示することが適切である。

4 指定避難所等の周知

(1) 指定避難所の周知

- 避難所を指定した場合は、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年1回以上は広報を行うなど、広報活動の徹底を図ること。
また、広報媒体の種類として、要配慮者に配慮した点字版、音声版、拡大文字版などを準備しておくことが望ましいこと。
- 避難所として指定した施設については、避難所である旨を当該施設に表示しておくこと。

(2) 福祉避難所の周知

- 福祉避難所の設置等について、要配慮者が適切な施設等に避難できるよう、公示に加え、広報活動（受入対象者や避難可能人数等の情報について、ウェブサイトやSNS等も活用して広く周知）や訓練を通して、広く住民（要配慮者、家族、周囲の支援者など）にも周知を図り、理解と協力を求めるとともに、災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業所等にも周知すること。
- また、同時に福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、指定一般避難所等で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨についてあらかじめ周知徹底しておくこと。

5 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

- 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に務めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

- その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。
また、慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する者については適切な食材（減塩、低カリウム、十分なカロリー等）を、重度の発達障害や嚥下障害がある者については、ペースト食を提供するなど配慮すること。

- 避難所開設直後は、あらかじめ備蓄されている食料を緊急に提供することになるが、高齢者、障害者、乳幼児などに対しては、できる限り柔らかい食事、温かい食事など、ニーズに応じた提供の仕方を工夫することも必要である。
また、乳児に配慮して、ミルク用の水、粉ミルク、哺乳ビン、液体ミルク等を備蓄しておくこと。

- 避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

- ① 災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと。
- ② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておくことが望ましいこと。
- ④ 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、非常

用発電機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましいこと。

なお、通信手段の確保において、無線機や避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。

【要配慮者の意見・要望】

- ・聴覚障害者は明かりがないと会話（手話）ができない。
- ・避難所生活が長期にわたることを想定し、補聴器装用者や人工内耳装用者の電池の備蓄をお願いしたい。
- ・暗がりでも筆談の文字が読めるように、文字が発光する筆談器の備蓄が必要である。

- ⑤ マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。

なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、燃料の備蓄について、必要十分な量を備蓄しておくことが望ましいこと。

ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄に当たっては同法との関係に留意する必要があること。

- ⑥ その他生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましいこと。

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

(3)生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。命の継続に不可欠な飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めることが望ましいこと。

＜要配慮者の態様に応じて整備が想定されるもの＞

<p>施設設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のバリアフリー化 ・スロープ、手すり、誘導装置の設置 ・障害者用のトイレの設置 ・通風・換気の確保 ・非常用発電機の整備 ※ 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者等を受け入れる場合は、電源の確保が必要 ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）の整備 ・冷暖房設備の設置等 ※ 介護、処置、器具の洗浄等では清潔な水の確保が必要
<p>備品、消耗品等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護用品、衛生用品、生理用品 ・医薬品 ・飲料水、要配慮者に適した食料 ・毛布、タオル、下着（整理用ショーツを含む）、衣類 ・電池 ・携帯トイレ、ベッド、マット、担架、パーティション、小型テント ※ 携帯トイレは、発達障害者のニーズも踏まえた十分な数を整備 ・車いす、歩行器、杖等 移動介護用品 ・紙おむつ ・補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等日常生活用具 ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資 ・ヘルプマークのようなもの ※ 当事者の理解を取り付けた上でヘルプマークのようなもの（市町村によっては障害別のマークが書かれたバンダナを用意している）の着用を働きかける

【要配慮者の意見・要望】

- ・わがままと受け止められることが多いが、発達障害の人の中には、臭いや音への感覚が過敏で、共同トイレを使用できない人もいる。また、「順番を待つ」ということを理解できない人もいる。このため、ポータブルトイレを多めに整備してほしい。
- ・難病患者にとって、電源の確保はとても重要。太陽光発電、自家発電装置、電気自動車のリチウムバッテリーなど様々な手段を検討してほしい。また、消耗備品として、酸素ボンベは必ず備蓄してほしい。

6 関係機関等との連携

- 発災時、要配慮者に対して、次のような支援が的確に実施されるよう、平時から自主防災組織、地区代表者、地域の医療・福祉の関係者等と連携体制を構築しておくこと。
 - ① 一般の指定避難所内において、必要な場合に高齢者、妊婦・乳幼児、障害者等が福祉避難スペース（室）ないし個室を利用できるようあらかじめ考慮するとともに、特段の支援を必要とする要配慮者が利用する福祉避難所を整備すること。
 - ② 要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の器材について、備蓄又は調達体制の構築を検討しておくこと。
 - ③ 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討しておくこと。

- 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましいこと。

【要配慮者の意見・要望】

・精神障害は一人ひとり異なるので、障害特性をよく分かっている家族も含めて支援してほしい。

【参考：豊田市の取組】

福祉部局が防災部局、消防本部とも連携して福祉施設での研修会の開催や災害対応訓練を実施している。

研修会や訓練等を通じて、施設側が抱える課題の共有や各部局からの視点での助言が可能となる。

7 避難所運営の手引(マニュアル)の作成

- 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、「避難所運営ガイドライン」を参考にするなどして、避難所運営の手引（マニュアル）（以下、「手引」という。）を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと。
なお、要配慮者に対する必要な支援についても明確にしておくこと。

- 市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引の整備が必要であること。

- 手引に基づき、関係機関の理解や協力を得て、平時から、避難所の運営責任予定者を対象とした研修や、地域住民も参加する訓練を実施すること。

第2 発災後における対応

1 避難所運営等の基本方針

- 市町村の災害対策本部の下に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましいこと。
- 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましいこと。
- 避難所での一人当たりの必要スペースについては、愛知県地域防災計画で災害発生後の時間経過に応じて下表のような目安が示されているが、要配慮者については、これを超えるスペースを確保するよう配慮することが求められる。
また、車いすの通行が可能な面積などの確保にも努める他、居住環境についても、できる限り日常生活の状況に近づけるように努めることが大切である。

(参考)一人当たりの必要な占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

「愛知県地域防災計画（令和3年7月修正）」

2 避難所の設置と機能整備

(1) 避難所の設置

- ① 災害が発生した場合には、指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。
その際、設置した避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。
- ② 超大規模かつ超広域的な災害時は、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、避難所への避難について、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもなど災害発生時に配慮を要する者を優先的に避難させたり、住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者は在宅で留まるように誘導したりすることも検討しておくこと。

(2) 避難所の機能

- ① 福祉避難スペース（室）又は個室の設置にあたっては、一般の避難所環境と比べて劣悪な環境としないことに留意すること。
例えば、発達障害者の場合は、避難所での生活自体が困難であったり、その特有の行動のため保護者が常に付き添う必要があることがあり、精神障害者の場合、精神的動揺が激しくなり、不安が強くなったり、落ち着かない状態になる場合も想定されるため、必要に応じて個室を確保するなどの必要がある。
また、障害特性に応じた環境整備に努めるとともに、被災者の状況をアセスメントした上で、スペースの利用、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択でスペースを利用したり、個室へ入室したりできるようにすることが適切であること。

【要配慮者の意見・要望】

・発達障害・自閉症の人は、一人ひとり特性があり、感覚過敏からマスクができない人、強い不安から声を出す、飛び跳ねる、走り回る、パニックになるなど問題行動も多いので、他の要配慮者と一緒に生活することが難しく、特に個室の確保が必要である。

- ② 障害児者用トイレを障害児者以外の被災者が使用することで、本来、障害児者用トイレの使用を必要とする障害児者が利用できないということがないようにする

とともに、要配慮者のトイレの使用を支援する要員も確保するよう努めること。

なお、要員については、避難所の運営にあたり、被災者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努めること。

- ③ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害児者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
- ④ 常時の介護や治療が必要となった者について、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。
また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。
- ⑤ 被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場

オ 仮設風呂・シャワー

カ テレビ・ラジオ

キ 簡易台所、調理用品

ク その他必要な設備・備品

(3)福祉避難所の設置

- ① 災害が発生し、高齢者等避難が発令された場合などには、直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させること。
- ② 福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、指定一般避難所等で生活可能な避難者を受け入れないようにすること。

3 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- 避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市町村の避難所担当部門は開設している避難所をリスト化しておくこと。
- 避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成することが望ましいこと。
- そのため、こうした個別の情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲についての被災者の同意の有無についてもチェックできる避難所名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難所の備蓄倉庫に保管しておくことが望ましいこと。
また、避難所運営訓練をとおして、自治体担当者と住民がこれら様式を普段から活用できるようにしておくこと。
- 作成した避難者名簿の情報については、被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用することが適切であること。

4 避難所の運営主体

(1) 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うこと。

(2) 運営責任者の役割

- ① 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- ② 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

- ③ 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【班構成の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- ④ 分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、発達障害を含む障害特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等を避難所に滞在する避難者へ周知することが適切であること。
- ⑤ 避難者名簿に基づき、常に被災者の状態やニーズを把握すること。救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、市町村に連絡すること。
特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市町村と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- ⑥ 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有することが適切であること。

また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材を活用することが適切であること。

(3)住民による自主的運営

① 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自立的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援すること。

② 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにすること。

また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。

5 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所においては、要配慮者の特性に応じた福祉用具、物資・器材等を備えておき、日常生活に必要な支援を適切に行うとともに、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

【要配慮者の意見・要望】

- ・ 障害者にとって、それぞれの障害特性を理解している支援者が特に重要。
- ・ 福祉避難所では、より具体的な受入計画の策定と、本番を想定した訓練を定期的実施することが必要。
- ・ 避難所の管理運営に当たる主たるメンバーに女性もきちんと位置付けられるようにしてほしい。

6 応援体制の整備

(1)応援要請

① 被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに本県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること。

【要配慮者の意見・要望】

・意思疎通支援者として要約筆記者の派遣要請も必要である。

- ② 医師、歯科医師、看護師等の医療関係者や、社会福祉士、管理栄養士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、本県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと。

(2) ボランティアとの連携

- ① 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携すること。
- ② ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。
- ③ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアニーズについて把握し、活動者に的確な情報を提供すること。
- ④ 避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかけること。

7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

- 食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。
- 避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。
- 文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

8 衛生・巡回診療・保健

(1)各避難所への保健師等の巡回

- ① 市町村は各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施すること。
- ② そのアセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図ること。

(2)各避難所における保健師等の巡回相談の体制整備

長期の避難所生活により、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談をできるようにすること。

(3)避難者に対する避難所内の巡回活動

- ① 避難所運営スタッフやボランティアの活用により、第6の8（1）の結果を踏まえて避難所の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行なえるように体制を構築しておくこと。
- ② 把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関等へつなげるなどの対応を図ることが適切であること。

(4)避難所の衛生管理

感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難所内の清潔保持等の環境整備を図ること。

(5)感染症患者への対応

感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室を確保することが適切であること。

感染症を発生した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に

関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努めること。

(6) 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

- ① 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者・障害者がいる場合、優先的に電源を使用できる環境を整備することが適切であること。
- ② 在宅酸素療法や人工透析を行っている患者については、専門的治療の継続を確保できるよう関係機関と連携を図る。
- ③ アトピー性皮膚炎の悪化を避けるために避難所の仮設風呂・シャワーを優先的に使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難所内ではこりの少ない場所に避難することなどの配慮がなされることが望ましいこと。

9 被災者への情報提供等

(1) 通信手段の確保

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、在宅避難者の情報入手等のため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を確保すること。

【要配慮者の意見・要望】

・聴覚障害者にとって、ファクシミリは特に重要な通信手段である。電話を使いたい方と競合することのないよう、回線数や設置場所等で配慮してほしい。

(2) 被災者の必要性に即した情報提供等

- 被災者が必要とする情報は、1)避難誘導段階、2)避難所設置段階、3)避難所生活段階、4)応急仮設住宅設置段階、5)応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供すること。
- 要配慮者が時間の経過に伴い必要とする具体的な情報は、次のように変化すると考えられる。
 - ① 災害発生直後に必要な、災害の状況、とるべき避難行動、避難所の所在地、

避難所への安全な経路等の避難に関する情報

- ② 居宅生活や避難所の生活に必要な食料・水、介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手方法に関する情報
 - ・紙おむつ、車いす、補聴器、白杖、粉ミルク、哺乳瓶などの介護用品
 - ※ 日常生活用品を必要とする高齢者、障害者、乳幼児、及びその介護者等に対し、どこへ行けば、何が入手できるかを、発災後、できるだけ早い時期に情報提供する必要がある。
 - ③ 保健・医療・福祉サービスなど生活支援情報
 - ※ 保健・医療・福祉サービスのニーズ把握を行い、サービス提供に関する情報を伝達すること。
 - ※ 人工透析や在宅酸素療法等を行っている医療依存度の高い要配慮者に対しては、地区医師会や保健所等と連携を図り、機能している医療機関やそこまでの移送手段に関して情報提供を行うこと。
 - ④ 罹災証明、応急仮設住宅の申込み、ライフラインの復旧状況等の情報
 - ⑤ 公営住宅等の空き状況、入所申込みに関する情報等
- 市町村から避難所や地域への情報提供ルートを確立すること。
一方で被災地の市町村の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を市町村から本県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましいこと。

(3)要配慮者等への情報提供

- ① 各避難所へ専門的支援者が派遣等された際、避難所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行うこと。
- ② 障害児者への情報提供にあたり、障害児者(支援)団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うこと。特に視覚障害児者をサポートする人の配置等の配慮が必要であること。
- ③ 障害児者等には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、例えば、次の方法によるなど伝達の方法を工夫すること。
 - ・聴覚障害児者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等

【要配慮者の意見・要望】

・暗がりでも文字が読める電光掲示板の設置が望ましい。

- ・視覚障害児者に対しては点字、音声等
- ・盲ろう児者に対しては手のひら書き、盲ろう者向け通訳介助員等
- ・知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者に対しては分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

以上の他、第1部第2の1(2)(45頁)を参考にされたい。

○コミュニケーション支援アプリ

聴覚に障害のある方、知的障害や発達障害のある方など、会話によるコミュニケーションが困難で支援が必要な方との円滑な意思疎通を支援するツールとして、避難所等に「コミュニケーション支援ボード」を配備している市町村がある。

「コミュニケーション支援アプリ」は、この「コミュニケーション支援ボード」を参考に、2021年3月に愛知県が開発・公開したアプリである。避難所での主なやりとりをスマートフォンで、文字やイラストを指し示すことにより伝えあうことができるので、是非御活用いただきたい。

愛知県 コミュニケーション支援アプリ

検索

- ④ 視覚障害児者、聴覚障害児者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障害児者団体のコミュニティ等を通じて、障害児者同士がそういった情報を得られる環境・場の設定や体制作りを検討すること。
- ⑤ 外国人については、日本語を解せない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮することが望ましいこと。

10 要配慮者からの情報提供

要配慮者が周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重すること。また、家族や支援者と十分な連携を行うことが望ましいこと。

【要配慮者の意見・要望】

・聴覚障害者は、外見では分かりにくい障害である。内閣府が作成した障害者白書や厚生労働省ホームページ等でも紹介されている「耳マーク」は「聞こえない・聞こえにくい」ことを表すとともに、「聞こえない・聞こえにくい人」への配慮を表すマークでもある。避難所でもこの「耳マーク」を有効に活用されたい。

11 相談窓口

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。
その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。
- また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、本県へと適切に伝えていく仕組みを構築すること。
- 外国人について、第6の9(3)の⑤の情報提供の他、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮することが望ましいこと。

12 一定期間経過後の食事の質の確保

食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により避難生活の長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。

13 福祉避難所の解消

福祉避難所で生活する避難者については、障害等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用することで、早期退所が図られるように努めること。

14 在宅避難

- 避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切であること。
- そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切であること。
- 在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じること。
- 被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましいこと。
- 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。

【要配慮者の意見・要望】

- ・ 視覚障害の場合は、自宅待機になる場合が多いことを想定してほしい。
- ・ 自閉症も避難所では過ごせない人も多く、自宅待機になる場合が多いので、物資が届かないことがないように想定してほしい。

15 復興期における支援

避難所生活は、要配慮者にとって精神的、身体的な負担が大きく、なるべく早期の生活再建が望ましい。

しかしながら、避難所を退所した後、仮設住宅や公営住宅に入居したり、また自宅に

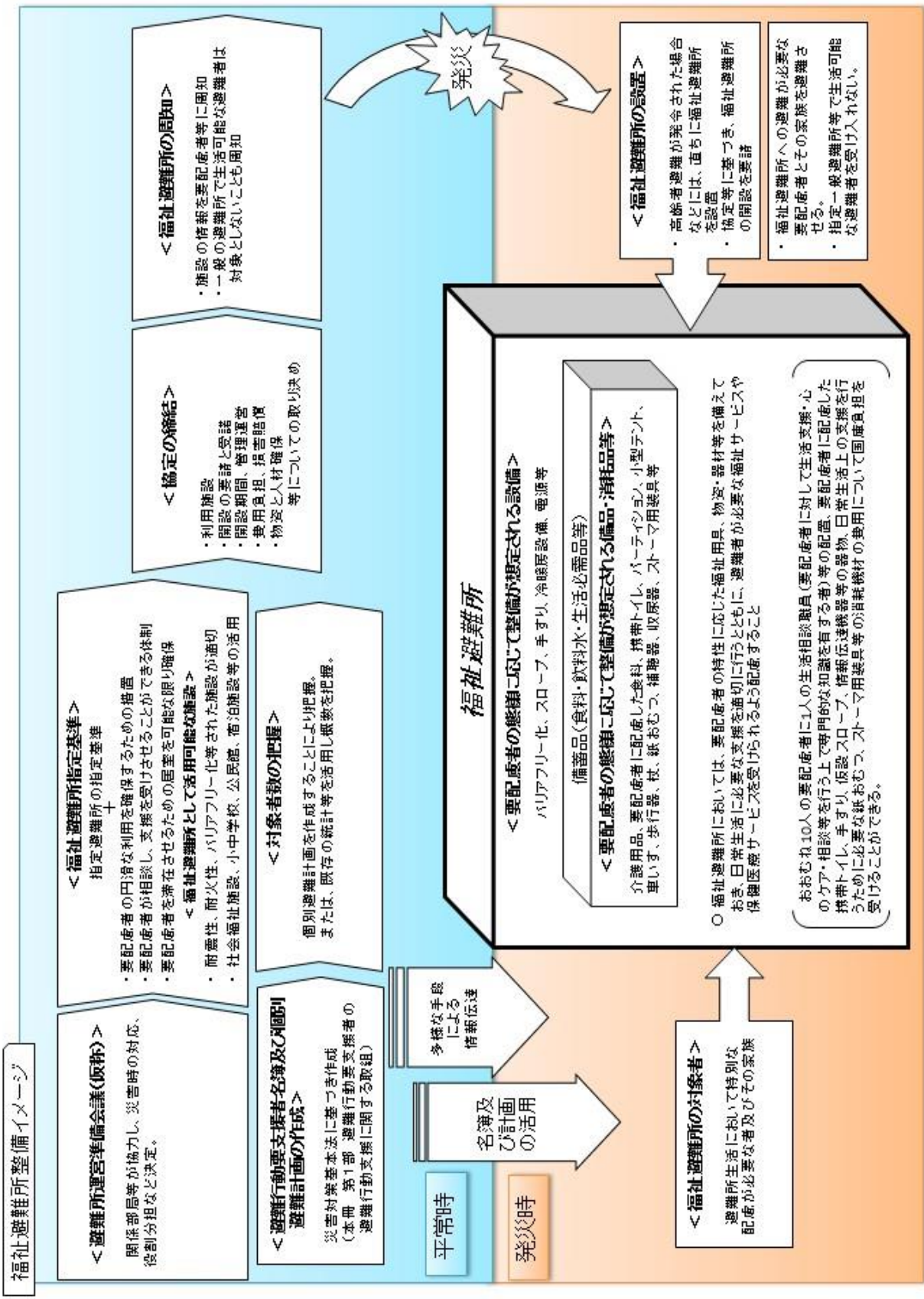
戻った方でも、家族や財産を失うなど生活環境が大きく変化している場合があり、次のような点に留意して支援を行う必要がある。

ア 仮設住宅を建設する際には、必要に応じて、要配慮者に配慮した設備（トイレの洋式化、バリアフリー）の整備を行う必要がある、要配慮者のニーズを把握する保健・福祉担当部局と建設担当部局とが、十分な連携を図ること。

イ 要配慮者が仮設住宅で孤独な生活を余儀なくされないことがないよう、災害前のコミュニティを尊重する形での入居に配慮すること。

ウ 避難所を退所した後も、市町村と保健所とが連携し、巡回相談を行うなど、要配慮者の心身の健康状態の把握に努めること。

エ 中長期的な要配慮者の生活支援にあたっては、行政のみではなく、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域住民が協力し、見守りや相談支援を続けるなど、きめ細やかな支援体制を築くこと。



市町村のための災害時要配慮者支援
体制構築マニュアル

令和4年3月

発行 愛知県

編集 愛知県福祉局福祉部地域福祉課